

熊本市立高等学校学則等の一部改正について

熊本市立高等学校学則等の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 岡 昭 二

熊本市立高等学校学則等の一部を改正する規則

(熊本市立高等学校学則の一部改正)

第1条 熊本市立高等学校学則(昭和41年教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第2項に見出しとして「(旧規則の廃止)」を付し、附則に次の1項を加える。

(平成28年熊本地震に伴う学期及び夏季休業日に関する特例)

3 平成28年度における第4条第2項及び第5条第1項第4号の規定の適用については、第4条第2項中「8月31日」とあるのは「8月24日」と、「9月1日」とあるのは「8月25日」と、同号中「7月21日から8月31日」とあるのは「7月23日から8月24日」とする。

(熊本市立総合ビジネス専門学校学則の一部改正)

第2条 熊本市立総合ビジネス専門学校学則(昭和55年教委規則第6号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(平成28年熊本地震に伴う夏季休業日に関する特例)

2 平成28年度における第6条第1項第4号の規定の適用については、同号中「7月21日」とあるのは、「7月29日」とする。

(熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則(昭和59年教委規則第6号)の

一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（平成２８年熊本地震に伴う学期及び夏季休業日に関する特例）

- ５ 平成２８年度における第２条第２項及び第３条第１項第４号の規定の適用については、第２条第２項中「８月３１日」とあるのは「８月２４日」と、「９月１日」とあるのは「８月２５日」と、同号中「７月２２日から８月３１日」とあるのは「７月２３日から８月２４日」とする。

（熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第４条 熊本市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和５９年教委規則第７号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の１項を加える。

（平成２８年熊本地震に伴う学期及び夏季休業日に関する特例）

- ２ 平成２８年度における第２条第２項及び第３条第１項第４号の規定の適用については、第２条第２項中「８月３１日」とあるのは「８月２４日」と、「９月１日」とあるのは「８月２５日」と、同号中「７月２１日から８月３１日」とあるのは「７月２３日から８月２４日」とする。

（熊本市立総合ビジネス専門学校に関する規則の一部改正）

第５条 熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則（昭和５９年教委規則第９号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の１項を加える。

（平成２８年熊本地震に伴う夏季休業日に関する特例）

- ２ 平成２８年度における第３条第１項第４号の規定の適用については、同号中「７月２１日」とあるのは、「７月２９日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

平成28年熊本地震による市立学校の臨時休校に伴い、必要な授業時間数を確保するための、平成28年度における学期及び夏季休業日に関する特例を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【第1条】

熊本市立高等学校学則（昭和41年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（旧規則の廃止）</u></p> <p>2 熊本市立高等学校学則（昭和34年教育委員会規則第1号）は、廃止する。</p> <p><u>（平成28年熊本地震に伴う学期及び夏季休業日に関する特例）</u></p> <p><u>3 平成28年度における第4条第2項及び第5条第1項第4号の規定の適用については、第4条第2項中「8月31日」とあるのは「8月24日」と、「9月1日」とあるのは「8月25日」と、同号中「7月21日から8月31日」とあるのは「7月23日から8月24日」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 熊本市立高等学校学則（昭和34年教育委員会規則第1号）は、廃止する。</p> <p><u>【追加】</u></p>

熊本市立高等学校学則（昭和41年教育委員会規則第1号）読替え前後対照表

附則第3項の規定による <u>読替え後</u> の規定	附則第3項の規定による <u>読替え前</u> の規定
<p>(学年、学期)</p> <p>第4条 高等学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p>2 学年を分けて次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月24日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月25日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>3 校長は、前項の規定にかかわらず学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長はあらかじめ熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 高等学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月23日から8月24日</u>まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) 学年を通じ12日以内で校長において指定する日</p> <p>2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第6号</p>	<p>(学年、学期)</p> <p>第4条 高等学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p>2 学年を分けて次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>3 校長は、前項の規定にかかわらず学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長はあらかじめ熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 高等学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月21日から8月31日</u>まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) 学年を通じ12日以内で校長において指定する日</p> <p>2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第6号</p>

までの休業日を変更することができる。この場合において、変更後の同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。

3 前条第3項の規定により2学期とする学校にあっては、校長は、第1項の休業日のほかに、秋季休業日を別に定めることができる。この場合において、当該休業日及び第1項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。

4 第1項第7号の指定、第2項の変更及び前項の秋季休業日の設定を行う場合はあらかじめ委員会に届け出なければならない。

までの休業日を変更することができる。この場合において、変更後の同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。

3 前条第3項の規定により2学期とする学校にあっては、校長は、第1項の休業日のほかに、秋季休業日を別に定めることができる。この場合において、当該休業日及び第1項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。

4 第1項第7号の指定、第2項の変更及び前項の秋季休業日の設定を行う場合はあらかじめ委員会に届け出なければならない。

【第2条】

熊本市立総合ビジネス専門学校学則（昭和55年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（平成28年熊本地震に伴う夏季休業日に関する特例）</u></p> <p><u>2 平成28年度における第6条第1項第4号の規定の適用については、同号中「7月21日」とあるのは、「7月29日」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>【追加】</u></p>

熊本市立総合ビジネス専門学校学則（昭和55年教育委員会規則第6号）新旧対照表

附則第2項の規定による <u>読替え後</u> の規定	附則第2項の規定による <u>読替え前</u> の規定
<p>(休業日)</p> <p>第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏期休業日 <u>7月29日</u>から8月31日まで</p> <p>(5) 冬期休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) その他校長において指定する日</p> <p>2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第6号までの休業日を変更することができる。この場合において、変更後の同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。</p> <p>3 第1項第7号の指定及び第2項の変更を行う場合はあらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。</p>	<p>(休業日)</p> <p>第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏期休業日 <u>7月21日</u>から8月31日まで</p> <p>(5) 冬期休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) その他校長において指定する日</p> <p>2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第6号までの休業日を変更することができる。この場合において、変更後の同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。</p> <p>3 第1項第7号の指定及び第2項の変更を行う場合はあらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。</p>

【第3条関係】

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 熊本県熊本市立小中学校の主任等に関する規則は、廃止する。 （下益城郡富合町の編入に伴う経過措置）</p> <p>3 下益城郡富合町の編入の前日に、旧富合町立小・中学校管理規則（昭和45年教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。 （下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）</p> <p>4 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の前日に、旧城南町立小中学校管理規則（平成14年教委規則第1号）及び旧植木町立小・中学校管理規則（平成13年10月10日教委規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。 <u>（平成28年熊本地震に伴う学期及び夏季休業日に関する特例）</u></p> <p><u>5 平成28年度における第2条第2項及び第3条第1項第4号の規定の適用については、第2条第2項中「8月31日」とあるのは「8月24日」と、「9月1日」とあるのは「8月25日」と、同号中「7月22日から8月31日」とあるのは「7月23日から8月24日」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 熊本県熊本市立小中学校の主任等に関する規則は、廃止する。 （下益城郡富合町の編入に伴う経過措置）</p> <p>3 下益城郡富合町の編入の前日に、旧富合町立小・中学校管理規則（昭和45年教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。 （下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）</p> <p>4 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の前日に、旧城南町立小中学校管理規則（平成14年教委規則第1号）及び旧植木町立小・中学校管理規則（平成13年10月10日教委規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>【追加】</p>

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）読替え前後対照表

附則第5項の規定による <u>読替え後</u> の規定	附則第5項の規定による <u>読替え前</u> の規定
<p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から 8月24日まで</p> <p>第2学期 8月25日から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月23日から8月24日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) 学年を通じ10日以内で校長において指定する日</p> <p>2 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、特別の事由があるときは、校長は、熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て変更することができる。</p> <p>3 第1項第7号の指定を行う場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から 8月31日まで</p> <p>第2学期 9月1日から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月22日から8月31日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) 学年を通じ10日以内で校長において指定する日</p> <p>2 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、特別の事由があるときは、校長は、熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て変更することができる。</p> <p>3 第1項第7号の指定を行う場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p>

【第4条関係】

熊本市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1</u> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（平成28年熊本地震に伴う学期及び夏季休業日に関する特例）</u></p> <p><u>2</u> <u>平成28年度における第2条第2項及び第3条第1項第4号の規定の適用については、第2条第2項中「8月31日」とあるのは「8月24日」と、「9月1日」とあるのは「8月25日」と、同号中「7月21日から8月31日」とあるのは「7月23日から8月24日」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>【追加】</u></p>

熊本市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第7号）読替え前後対照表

附則第2項の規定による <u>読替え後</u> の規定	附則第2項の規定による <u>読替え前</u> の規定
<p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月24日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月25日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>3 校長は、前項の規定にかかわらず学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長はあらかじめ熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月23日から8月24日</u>まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) 学年を通じ12日以内で校長において指定する日</p> <p>2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第6号</p>	<p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>3 校長は、前項の規定にかかわらず学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長はあらかじめ熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月21日から8月31日</u>まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) 学年を通じ12日以内で校長において指定する日</p> <p>2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第6号</p>

までの休業日を変更することができる。この場合において、変更後の同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。

3 前条第3項の規定により2学期とする学校にあっては、校長は、第1項の休業日のほかに、秋季休業日を別に定めることができる。この場合において、当該休業日及び第1項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。

4 第1項第7号の指定、第2項の変更及び前項の秋季休業日の設定を行う場合はあらかじめ委員会に届け出なければならない。

までの休業日を変更することができる。この場合において、変更後の同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。

3 前条第3項の規定により2学期とする学校にあっては、校長は、第1項の休業日のほかに、秋季休業日を別に定めることができる。この場合において、当該休業日及び第1項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。

4 第1項第7号の指定、第2項の変更及び前項の秋季休業日の設定を行う場合はあらかじめ委員会に届け出なければならない。

【第5条】

熊本市立総合ビジネス専門学校管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第9号）新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1</u> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（平成28年熊本地震に伴う夏季休業日に関する特例）</u></p> <p><u>2</u> <u>平成28年度における第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「7月21日」とあるのは、「7月29日」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>【追加】</u></p>

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第9号）読替え前後対照表

附則第2項の規定による <u>読替え後</u> の規定	附則第2項の規定による <u>読替え前</u> の規定
<p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月29日</u>から8月31日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) その他校長において指定する日</p> <p>2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第6号までの休業日を変更することができる。この場合において、変更後の同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。</p> <p>3 第1項第7号の指定及び第2項の変更を行う場合はあらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。</p>	<p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月21日</u>から8月31日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) その他校長において指定する日</p> <p>2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第6号までの休業日を変更することができる。この場合において、変更後の同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。</p> <p>3 第1項第7号の指定及び第2項の変更を行う場合はあらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。</p>

授業時数確保について対応方針

教育委員会指導課

1 欠授業時数について

(1) 4 / 2 5 学校再開 (1校) 6日間休校	36時間
(2) 4 / 2 7 " (2校) 8日間 "	48時間
(3) 4 / 2 8 " (3校) 9日間 "	54時間
(4) 5 / 2 " (23校) 10日間 "	60時間
(5) 5 / 6 " (12校) 11日間 "	66時間
(6) 5 / 9 " (19校) 12日間 "	72時間
(7) 5 / 10 " (77校) 13日間 "	78時間

家庭訪問や行事の実施に伴いカット予定の時数 14時間

(3) ~ (7) については、臨時休校中に家庭訪問等を計画していたが実施できなかったため、14時間を減じる。そのため、欠授業時数は、学校再開期日により36時間~64時間のばらつきがある。

2 授業時数確保について(12月までに確保)

(1) 全学校共通

夏季休業日を6日間短縮(7/22 7/23、8/31 8/24)

36時間を確保

(2) その他の確保策

各学校で以下の内容を組み合わせて確保していく
 行事の精選、縮小、それに伴う準備時間の縮小等
 7時間授業等時数を追加して実施
 土曜授業の実施
 短時間学習等の週時程への位置づけ

1 基本的な考え方

夏季休業日を短縮し、平成28年熊本地震による臨時休校中の授業時間を確保することで、各学校における教育課程編成の実現と充実を図る。

2 夏季休業日の変更

夏季休業日の6日減

	新管理規則	現管理規則
学年始休業日	～ 4月 7日	～ 4月 7日
1学期	4月 8日～ 7月22日	4月 8日～ 7月21日
夏季休業日	7月23日～ 8月24日	7月22日～ 8月31日
2学期	8月25日～ 12月25日	9月 1日～ 12月25日

